

枚方市教育委員会 協議会 資料

案件

- 1 就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（案）について
- 2 ICTの活用による新しい学校教育の確立に向けて
- 3 平成30年度枚方市教育委員会の主要事業の進捗状況について
- 4 枚方市幼稚園等の利用者負担額等に関する規則の一部改正について
- 5 平成30年度に発生した自然災害への対応状況について
- 6 枚方市文化財災害復旧事業補助金交付要綱の制定について
- 7 香里ヶ丘図書館の建替えについて

○開催日 平成30年11月26日
○開催場所 輝きプラザきらら3階
教育委員会室

就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（案）について

総合教育部 教育政策課
学校教育部 教育指導課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、幼保連携の考え方のもと、喫緊の課題である待機児童対策など子育て施策を推進するとともに、今後の保育需要の減少時期も見据えた公立施設のあり方について示す「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」（以下、「プラン」という。）の作成を進めているところです。

この度、「社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会」や幼児教育に関する有識者からご意見をいただきながら作成したプラン（素案）に対して、パブリックコメント及び市民説明会を実施しましたので、そのご意見等を踏まえ修正したプラン（案）についてお示しするものです。

2. 内容

（1）プラン（案）

資料1のとおり

（2）パブリックコメント及び市民説明会の概要

① パブリックコメント

意見募集期間：平成30年10月10日（水）から平成30年10月31日（水）まで

意見募集方法：郵送、メール、ファックス、意見回収箱への投函、eアンケート

② 市民説明会

平成30年10月19日（金）午後7時～8時30分 及び

平成30年10月21日（日）午前10時30分～12時

いずれもメセナひらかた会館

（3）主な市民意見と市の考え方

資料2のとおり

3. 実施時期（予定）

平成30年11月下旬 文教・厚生委員協議会でプラン（案）の説明
プランの作成、推進

4. 総合計画等における根拠・位置付け

① 総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち

② 子ども・子育て支援事業計画

施策目標1 子どもの生きる力を育む環境の整備

1－（1）幼児期の教育・保育の質の向上

5. 関係法令・条例等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

枚方市児童福祉施設等条例

教育基本法

学校教育法

枚方市立幼稚園条例

6. その他

添付資料

資料1 就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン
～公立施設の今後のあり方について～（案）

資料2 就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（素案）に係る
主な市民意見と市の考え方

■参考（今後の予定）

平成30年 11月 27日 文教委員協議会

就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン

～ 公立施設の今後のあり方について ～ (案)

< 目 次 >

1. 背景・目的	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
2. プランの位置づけ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. プランの期間	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
4. 就学前児童等の現状・課題と保育需要の見込み	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
5. プランの基本的な考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
6. 推進する取り組み	
【平成 31 年度当初から取り組むもの】	
(1) 公立幼稚園における 3 歳児保育と「枚方版子ども園」の実施	・・ P15
【平成 32 年度以降の実現に向けて取り組むもの】	
(2) 認定こども園化も視野に入れた教育・保育サービスの充実	・・・・ P15
(3) 公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約	・・・・・・・・ P16
(4) 公立幼稚園の閉園と有効活用	・・・・・・・・ P16
(5) 公立保育所の民営化	・・・・・・・・ P17
(6) 在宅での子育て支援の推進	・・・・・・・・ P17
■ 推進する取り組みのスケジュール	・・・・・・・・ P18

1. 背景・目的

■子育て支援に対するニーズの多様化

近年、核家族化や少子化の進行、共働き世帯の増加などを背景に、育児不安や待機児童が社会問題となっているほか、障害のある子どもの教育・保育施設での受け入れの増加や、子どもたちが集団生活をしたり、異年齢間で遊ぶ経験の不足などが課題となっています。また、保育士の確保が課題となる中、より質の高い教育・保育の提供や、在宅で子育てをされている家庭への支援など、子育て支援に対する関心は高くなってきており、そのニーズはますます多様化しています。

■子ども・子育て支援新制度への対応

平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度においては、質の高い教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を柱に、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備することを目的としており、その趣旨に沿った対応が必要です。

■新しい「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」等の全面実施と保幼小連携

平成 30 年度に新しい「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が全面実施され、就学前の子どもたちの教育内容の整合性が図られるとともに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が明確化されました。

また、「小学校学習指導要領」においても、保幼小連携のもと、幼児期に育まれた資質・能力を踏まえて、子どもたちの発達と学びをつなげていくことが求められています。

■本市の就学前児童の状況と幼保の需給バランス

本市における就学前児童数は、全国的に少子化が進む中、減少傾向にあり、引き続き、効果的な少子化対策に取り組んでいく必要があります。こうした状況において、幼稚園の入園者数は減少傾向で、特に公立幼稚園では大幅に定員を割り込む状況が続いています。その一方で、保育所等では待機児童が発生し、本市では、平成 31 年 4 月当初における 500 人の入所枠拡大を図っており、その後も当面増えることが見込まれる保育需要に対応するため、更なる待機児童対策が必要となっています。

■本市の長期財政の見通し

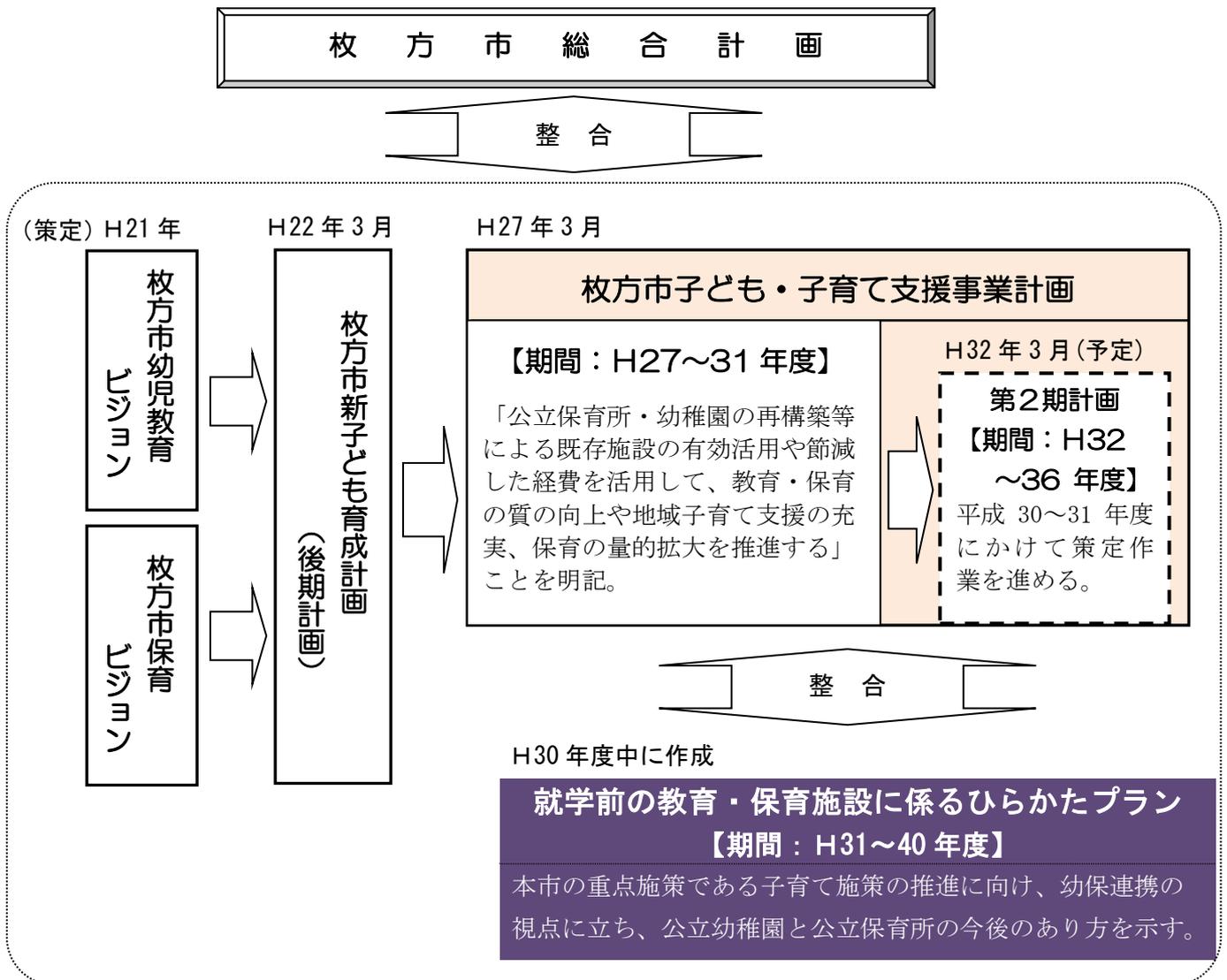
本市の市税収入は、景気回復の影響などにより平成 31 年度までは増加するものの、平成 32 年度をピークにして、それ以降は高齢化の進展などにより減少することが見込まれます。歳出面でも扶助費などの社会保障関連経費の増加などが見込まれ、本市財政を取り巻く状況は、年々厳しさを増していくものと予想されます。

このような背景を踏まえ、幼保連携の考え方のもと、

- ◆子どもたちが安心して教育・保育を受けることができる環境づくりを進めること
- ◆保育需要の増加に対応できるよう、待機児童対策を推進すること
- ◆今後の厳しい財政状況等を踏まえ、民営化などによる民間の積極的な活用を図ること
- ◆保育需要の減少時期を見据え、公立施設の役割を明確化し、整理・集約を図ることを目的に、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン ～ 公立施設の今後のあり方について ～」（以下、「プラン」）を作成します。

2. プランの位置づけ

【イメージ図】



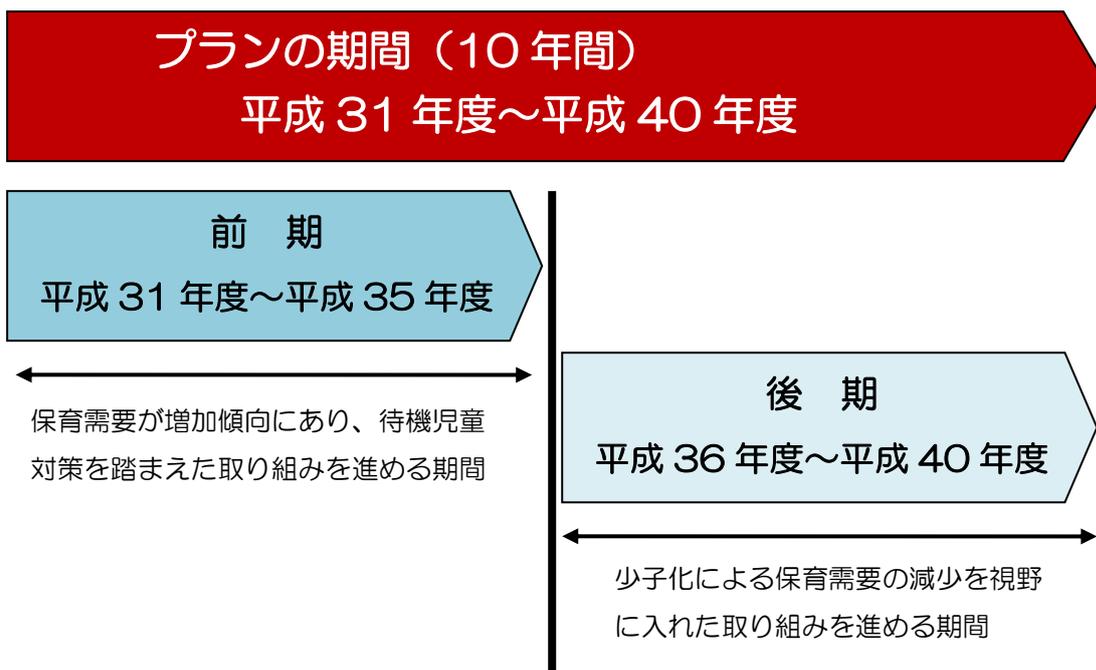
枚方市総合計画においては、人口減少が進む中であっても、さらなるまちの魅力向上を図るため、重点施策の一つに子育て施策を掲げるとともに、効率的で効果的な施策を展開することで、持続的に発展し続けるまちづくりを進めることとしています。

一方で、子育て施策の中でも重要な就学前の教育と保育施設のあり方については、平成21年に策定した「枚方市幼児教育ビジョン」においては幼稚園に関して、また、「枚方市保育ビジョン」においては保育所に関して、それぞれの方針を示してきた経過があり、平成27年3月に策定した「枚方市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」では、公立幼稚園・公立保育所の再構築等の必要性を明記しました。

このような経過を踏まえた上で、喫緊の課題である待機児童対策など、重点施策である子育て施策を推進するとともに、保育需要の減少時期も見据えた公立幼稚園と公立保育所の今後のあり方を示すため、幼保連携の視点に立ったプランを作成します。

また、プランで示した方針については、平成31年度中に策定する「枚方市子ども・子育て支援事業計画 第2期計画（平成32～36年度）」の策定作業につなげ、引き続き子育て支援の取り組みを進めます。

3. プランの期間



プランの期間は、10年間とします。また、プランにおける今後の保育需要の見込み（「4. 就学前児童等の現状・課題と保育需要の見込み」を参照）を踏まえ、保育需要が引き続き増加傾向にあり、待機児童対策を踏まえた取り組みを進める前期（平成31年度～平成35年度）と、少子化による保育需要の減少を視野に入れた取り組みを進める後期（平成36年度～平成40年度）に区分します。

ただし、保育需要の動向については、本市が引き続き進めていく少子化対策や定住促進、人口誘導の取り組み効果や、今後に予定されている国の幼児教育無償化の動きなど、前期中においても状況を注視する必要があるため、毎年度、現状把握を行いながら、必要に応じてプランの見直しを行います。

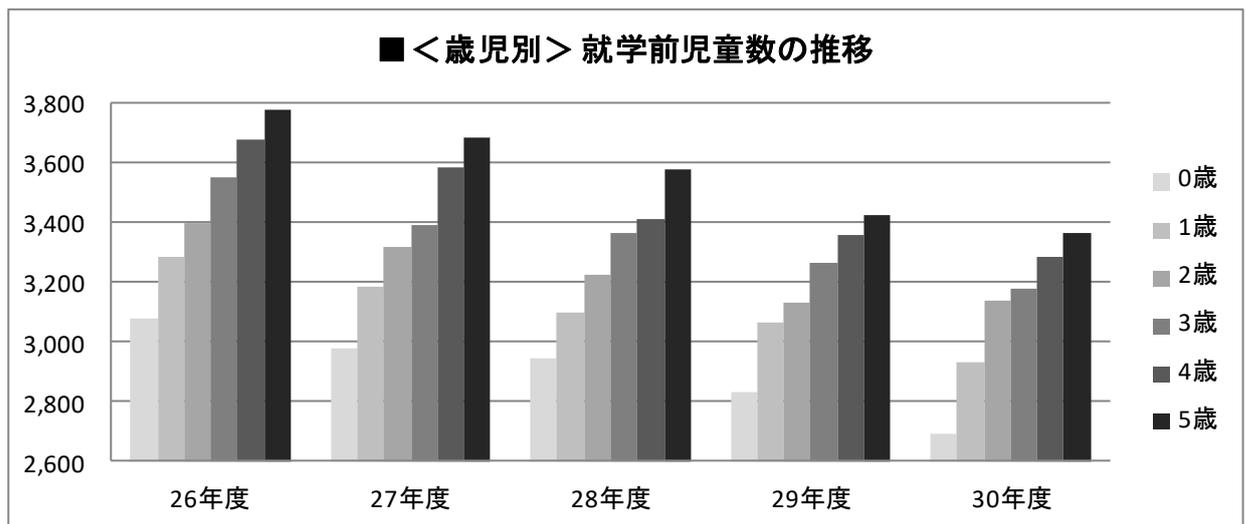
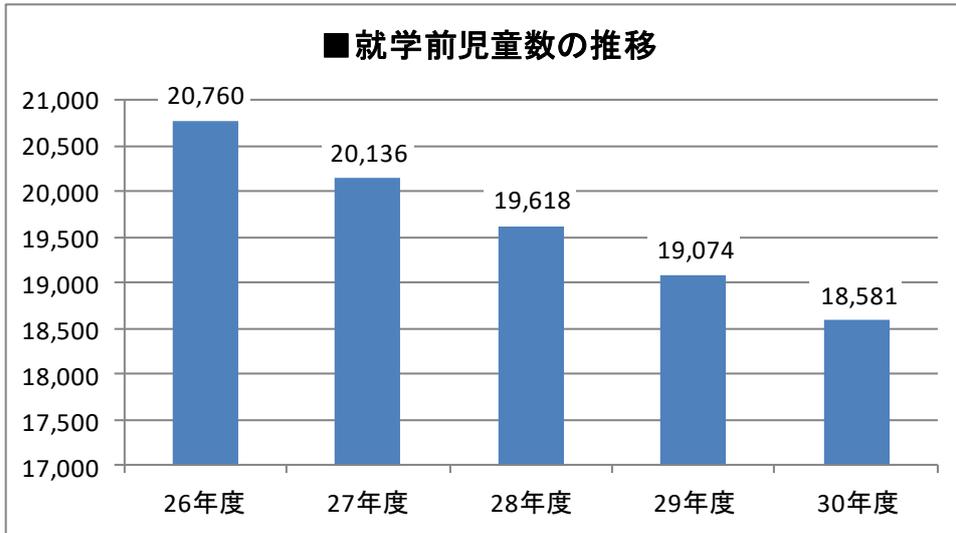
また、後期の取り組みについては、前期の成果や課題、その時点の子育て支援に対するニーズ等を踏まえた上で、具体的な内容を示すこととします。

4. 就学前児童等の現状・課題と保育需要の見込み

(1) 就学前児童の状況

① 就学前児童数の推移

[各年度4月1日現在]



本市の就学前児童数の推移については、少子化が進む中、この4年間で2,000人あまり減少しています。また、歳児別においても0～5歳の全ての年齢において、減少傾向が続いている状況です。

こうしたことから、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進め、効果的な少子化対策を進めていくことは、本市のみならず、全国的な課題となっています。

② 就学前児童施設の施設数及び定員

【注釈】

- 1号認定子ども： 満3歳以上で教育を希望する児童
- 2号認定子ども： 満3歳以上で保育が必要な児童
- 3号認定子ども： 満3歳未満で保育が必要な児童

[平成30年4月1日現在]

施設区分	種別	施設数	定員(人)
幼稚園	公立	7	910
	私立	12	4,225
認定こども園(1号)	私立	7	1,907
幼稚園等 合計		26	7,042

施設区分	種別	施設数	定員(人)
保育所(園)	公立	12	1,260
	私立	43	5,245
認定こども園(2・3号)	私立	7	535
小規模保育施設	公立	3	57
	私立	9	113
保育所等 合計		74	7,210

③ 就学前児童の教育・保育施設の利用状況等の推移

[各年度5月1日現在]

		27年度	28年度	29年度	30年度
幼稚園 認定こども園(1号)	人数	5,969	5,586	5,253	4,942
	%	29.6%	28.6%	27.4%	26.4%
保育所(園) 認定こども園(2・3号) 小規模保育施設	人数	7,213	7,477	7,700	7,833
	%	35.8%	38.2%	40.1%	41.8%
その他	人数	6,990	6,496	6,242	5,957
	%	34.6%	33.2%	32.5%	31.8%
合計	人数	20,172	19,559	19,195	18,732
	%	100%	100%	100%	100%

※「その他」には、主に在宅で子育てをされている児童や認可外保育施設に通っている児童などの人数を含んでいます。

※本表には、市内在住で市外の施設を利用する児童の数を含んでいます。

平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度開始以降における本市の就学前児童の教育・保育施設の利用状況は、幼稚園入園児数（認定こども園の 1 号認定子どもを含む）は、平成 27 年度から 3 年間で約 1,000 人減少しており、就学前児童の割合で見ると、毎年約 1 ポイントずつ減少しています。

一方、保育所等の入所児童数（認定こども園の 2・3 号認定子どもを含む）は、就学前児童の全体数が減少しているにもかかわらず、女性就業率の増加などの影響を受け、平成 27 年度から 3 年間で約 600 人増加しており、就学前児童の割合で見ると、3 年間で 6 ポイント上昇しています。

その他については、在宅で子育てをされている児童や認可外保育施設に通っている児童、児童発達支援センターなどに入所している児童となりますが、この中には保育所等の待機児童も含まれています。その他の児童については、毎年約 1 ポイントずつ減少しています。

このような傾向は、幼稚園と保育所の需給バランスに影響し、幼稚園における定員割れや保育所における待機児童発生の一因となっています。

（２）幼稚園の状況

① 幼稚園の利用児童数の推移

〔各年度 5 月 1 日現在〕

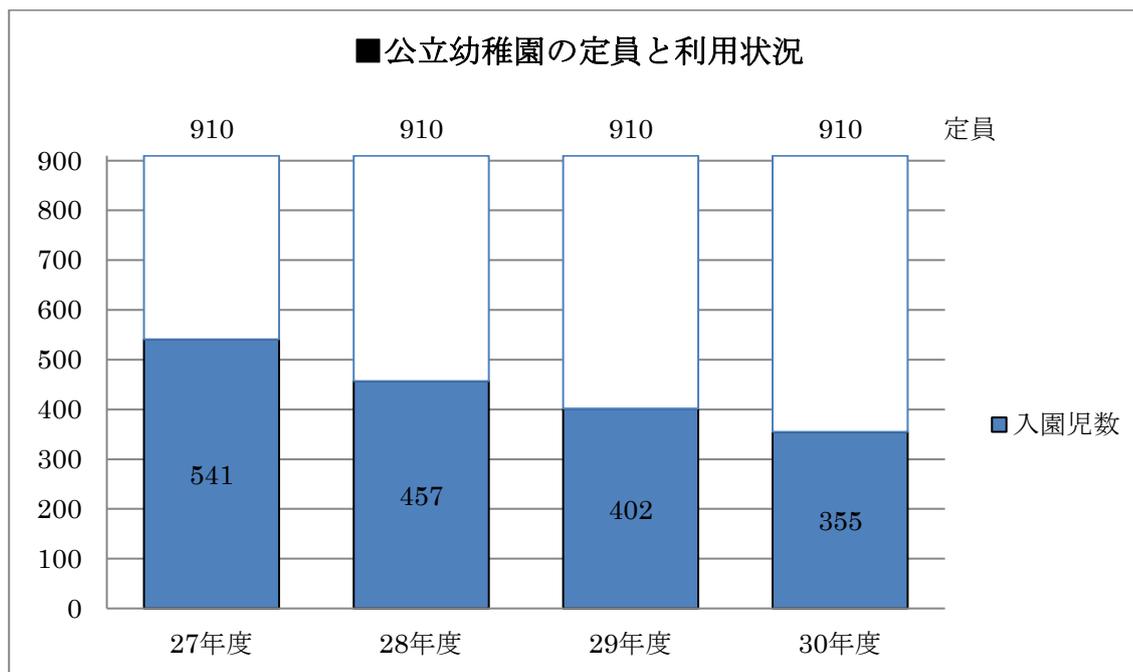
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
公立幼稚園	人数	541	457	402	355
	%	9.1%	8.2%	7.7%	7.2%
私立幼稚園	人数	3,840	3,565	3,211	2,927
	%	64.3%	63.8%	61.1%	59.2%
私立認定こども園 (1号)	人数	1,588	1,564	1,640	1,660
	%	26.6%	28.0%	31.2%	33.6%
合計	人数	5,969	5,586	5,253	4,942
	%	100%	100%	100%	100%

本市の公立・私立幼稚園、私立認定こども園（1号）の利用児童数の推移については、全体的に減少傾向が続いています。

ただし、私立認定こども園（1号）については、平成 29 年度以降、私立幼稚園が認定こども園に移行したことなどに伴い、利用児童数は増加しています。

② 公立幼稚園の定員と利用状況

[各年度5月1日現在]



公立幼稚園の定員に対する利用状況は、利用児童数の減少により、平成28年度にほぼ5割となり、平成29年度以降は5割を割り込む状況となっています。

③ 公立幼稚園の施設状況

[平成30年4月1日現在]

施設名	定員	開設年月	増改築・改築年月	保有室数
枚方	140	S12.4	S42.3	6
香里	140	S42.4	S45.2	4
樟葉	140	S42.4	S45.5 S48.3	4
高陵	140	S43.5	S46.7 S48.3	4
蹉跎	140	S45.4	S48.3	4
蹉跎西	70	S50.4	—	2
田口山	140	S51.4	H7.3	4

(3) 保育所（園）等の状況

① 保育所（園）等の利用児童数及び待機児童数の推移

＜利用児童数＞

〔各年度4月1日現在〕

		27年度	28年度	29年度	30年度
公立保育所	人数	1,337	1,353	1,372	1,374
	%	18.7%	18.3%	18.0%	17.8%
私立保育所（園）	人数	5,438	5,591	5,712	5,715
	%	76.0%	75.8%	75.0%	73.8%
私立認定こども園 （2・3号）	人数	351	412	455	487
	%	4.9%	5.6%	6.0%	6.3%
公立小規模保育施設	人数	—	—	19	59
	%	—	—	0.2%	0.8%
私立小規模保育施設	人数	25	25	60	103
	%	0.4%	0.3%	0.8%	1.3%
合計	人数	7,151	7,381	7,618	7,738
	%	100%	100%	100%	100%

本市の保育所（園）等の利用状況は、公立保育所については、ほぼ横ばいの状況となっています。私立保育所（園）については、待機児童対策で定員拡大を図ったことから、3年間で300人弱の利用児童数の増加となっています。また、私立認定こども園（2・3号）は、平成27年度に6園が創設され、定員拡大により、毎年度、利用児童数が増加しています。

3歳未満児を受け入れる公立・私立小規模保育施設は、子ども・子育て支援新制度開始当初は3か所でしたが、平成29年度当初には8か所、平成30年度当初には12か所に増え、それに伴い利用児童数が増加しています。

＜保育所（園）等の待機児童数＞

〔各年度4月1日現在〕

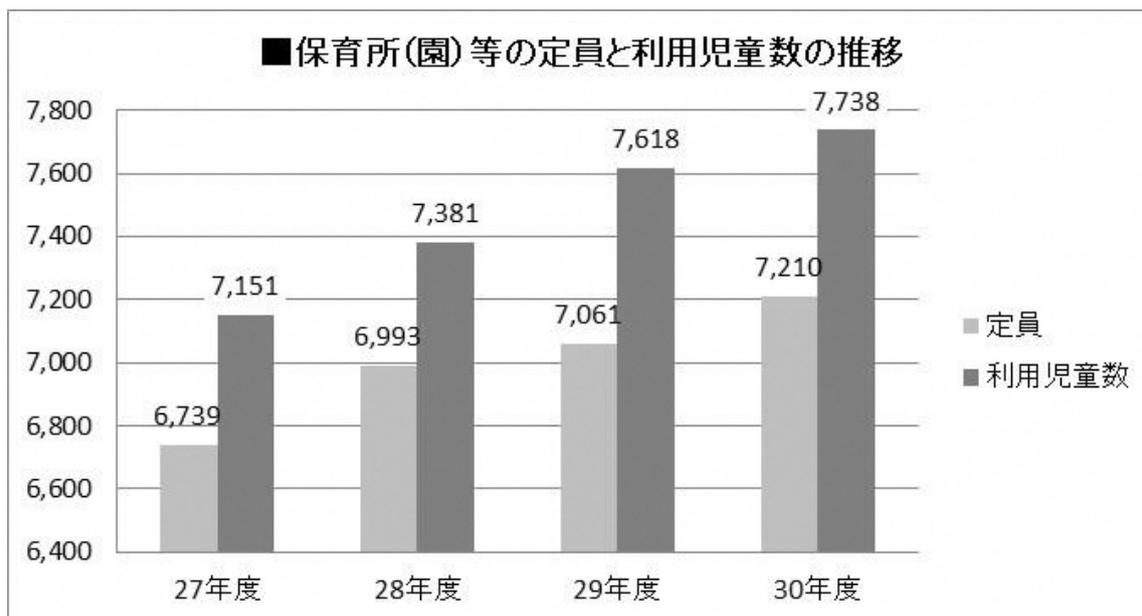
		27年度	28年度	29年度	30年度
0歳～2歳	国定義	36	0	9	25
	市基準	202	240	276	247
3歳～5歳	国定義	0	0	0	5
	市基準	41	43	23	73
合計	国定義	36	0	9	30
	市基準	243	283	299	320

※「市基準」：特定の保育所等を希望する場合などの潜在的な待機児童を含めた待機児童数
 国の定義による待機児童数（国定義）は、平成28年度当初に0人を達成しましたが、平成30年度当初では30人となりました。また、潜在的な待機児童も含めた待機児童数（市基準）は、平成30年度当初で320人となりました。なお、待機児童数は、3歳～5歳児に比べて、0歳～2歳児が多い状況となっています。

待機児童数の解消は、本市の喫緊の課題となっており、引き続きさまざまな方策を活用しながら取り組みを進める必要があります。

② 保育所（園）等の定員と利用児童数の推移

[各年度4月1日現在]



多くの保育所（園）においては、待機児童対策として、定員の弾力運用（最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること）を行っており、定員を超過して受け入れている状況となっています。

③ 公立保育所の施設状況

[平成30年4月1日現在]

施設名	定員	開設年月	増改築・改築年月	保育室数
阪	140	S26.6	S46.5	6
山田	90	S35.9	S45.6	5
香里団地	170	S37.7	S56.3	12
菅原	90	S41.4	H3.8	6
枚方	140	S43.5	S46.5 H29.12	8
禁野	90	S45.4	—	8
藤田川	90	S46.6	—	6
渚	90	S47.8	—	6
楠葉野	90	S50.4	—	6
走谷	90	S50.4	—	6
桜丘北	90	S54.4	—	6
渚西	90	S58.11	—	6

(4) 今後の保育需要の見込みについて

本市の保育需要については、平成 27 年 3 月に策定した「枚方市子ども・子育て支援事業計画」において、平成 31 年度までの量の見込み（保育需要）と確保方策を定めています。

平成 32 年度以降につきましては、今後の同計画の第 2 期計画の策定作業において、国が示す手順に基づくニーズ調査等も行いながら検討した上で、保育需要等を示していく予定です。

また、平成 31 年度中に予定されている国の幼児教育無償化は、今後の保育需要に大きな影響を与えることが見込まれます。

こうしたことから、今後の保育需要のより詳細な推計は、第 2 期計画で行うこととし、プランにおける保育需要の見込みにあたっては、以下のとおり、国の「子育て安心プラン」で示された内容を基に算出することとします。

① 国の「子育て安心プラン」の方針

平成 29 年 6 月に国が策定した「子育て安心プラン」において、次のとおり方針が示されました。

○遅くとも平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消するため、平成 30 年度から約 22 万人分の受け皿を整備する。

○さらに、平成 34 年度末までに、女性就業率の向上の取り組みに伴う保育需要の増加に対応できるよう、約 32 万人分（平成 30～34 年度）の受け皿を整備する。

② 今後の保育需要の見込み

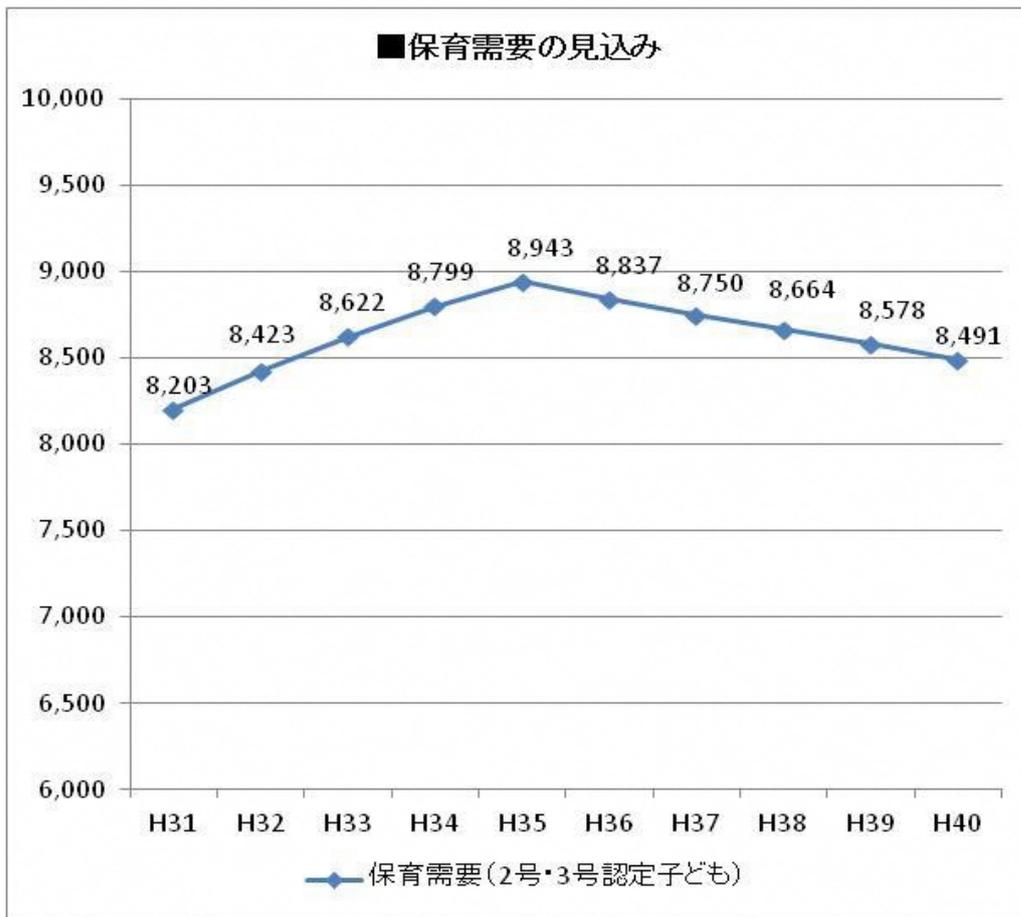
国の「子育て安心プラン」においては、少なくとも平成 34 年度末までは保育需要の増加に対応するための待機児童対策を推進することとしており、こうしたことも踏まえ、保育需要の見込みについては、次の手順により算出します。

◆当面の間において保育需要の増加が見込まれる「2号・3号認定子ども」の見込みを算出する。

◆支給認定割合（就学前児童全体のうち保育を必要とする児童の割合）について、近年の増加傾向を踏まえ、平成 35 年度まで増加し続けるものとし、その後は横ばいで推移するものとする。

◆今後の保育需要の見込み数は、将来の就学前児童の人口推計値に支給認定割合を乗じて算出する。

上記により算出した平成 40 年度までの保育需要の見込みは、以下のとおりです。



※保育需要の見込みについては、本市が引き続き進めていく少子化対策や定住促進、人口誘導の取り組み効果や今後に予定されている国の幼児教育無償化の動きなどを注視する必要があり、毎年度、現状把握を行い、必要に応じてプランの見直しを行います。

5. プランの基本的な考え方

本プランにおいては、幼保連携の考え方をもとに、以下の「4つの基本的な考え方」を柱とし、取り組みを進めていきます。

①子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進します。

就学前の時期は、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばすための人格形成の基礎を培う重要な時期です。全ての子どもに最善の利益を実現するために、質の高い教育・保育サービスを総合的に提供することが求められています。

子育て家庭のニーズが多様化する中、公立施設においては、幼児教育の充実に取り組むとともに、教育と保育を一体的に提供できる施設として機能できるよう、認定こども園化も視野に入れながら、子どもがより安心して教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

②少子化が進む中、公立施設の役割を明確にし、公立幼稚園・公立保育所のあり方を整理します。

保育需要は依然として増加傾向にありますが、少子化の進行により、将来的には減少することが想定されます。

公立施設については、引き続き、民営化や統廃合の取り組みにより経費の縮減を図り、財源を確保していく一方で、公立施設にこれから求められる役割や必要性を明確にし、その役割を果たしていくことで、子育て家庭のさまざまなニーズに対応できる体制づくりを進めます。

③公立幼稚園と公立保育所の需給バランスや保育需要の見込みを踏まえ、公立施設の整理・集約を進めます。

公立幼稚園では、恒常的に定員割れが生じている一方で、保育所（園）では、毎年、受入枠拡大の取り組みを進めているにもかかわらず、待機児童が発生している状況です。また、現在、保育需要は増加傾向にありますが、少子化の影響により将来的には減少傾向となることが見込まれます。

こうしたことから、公立施設については、保育需要が増加する中で待機児童対策の強化が求められる前期と、保育需要が減少していく後期のそれぞれの状況に応じ、引き続き、効果的に民営化を推進し、幼保の一体的な運営による統廃合なども視野に入れながら、公立施設の整理・集約を進めます。

④公立施設の整理・集約により生じた財源等を活用し、教育・保育の提供や在宅での子育て支援の充実を図ります。

公立施設の整理・集約に取り組んでいくことにより、その後の子育て支援の充実などに有効活用できる施設や財源などが生み出されます。

今後、こうした施設や財源などについては、効果的な活用方法を十分に検討し、子育て家庭の多様なニーズを踏まえ、教育・保育サービスの充実のほか、幼稚園、保育所等に通園（所）していない在宅で子育てをされている家庭への相談支援や情報提供、子ども及び保護者が交流できる場の提供などに活用していきます。

6. 推進する取り組み

「プランの基本的な考え方」を踏まえ、以下の取り組みを推進します。

【平成 31 年度当初から取り組むもの】

(1) 公立幼稚園における 3 歳児保育と「枚方版子ども園」の実施

平成 30 年度から全面実施されている「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼
保連携型認定こども園教育・保育要領」において、就学前の子ども（3～5 歳児）に
対する共通の教育目標が示され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として小
学校教育でもこの姿を踏まえた教育課程の工夫が求められています。このように、幼
児教育が重要とされる中、教育内容の充実を図るため、公立幼稚園 6 園（枚方・香里・
樟葉・高陵・蹉跎・田口山幼稚園）において、従来からの 4・5 歳児に加えて、平成
31 年度から新たに 3 歳児保育を実施します。

そのうち、現在、1・2 歳児の小規模保育事業を進めている 4 園（枚方・高陵・蹉
跎・田口山幼稚園）については、3～5 歳児の教育時間の前後に預かり保育を実施し、
小規模保育事業と同様に開園（7 時～19 時）することで、喫緊の課題である待機児
童対策につなげ、在園児に対し切れ目ない教育・保育を提供する「枚方版子ども園」
として位置づけ、取り組みを進めます。

また、その他の 2 園（香里・樟葉幼稚園）においても、同様に 3～5 歳児の預かり
保育を実施し、開園時間を拡大（7 時～19 時）することで、待機児童対策などの子育
て支援の充実につなげます。なお、預かり保育については、園児にとってより望まし
い保育となるよう、必要な取り組みを進めます。

＜参考＞「枚方版子ども園」1 園あたりの年間運営経費

人件費等	115,494 千円	（一般財源ベース	78,029 千円）
うち小規模保育分	54,045 千円	（一般財源ベース	27,708 千円）
うち幼稚園分	61,449 千円	（一般財源ベース	50,321 千円）

【平成 32 年度以降の実現に向けて取り組むもの】

(2) 認定こども園化も視野に入れた教育・保育サービスの充実

子育て家庭における教育・保育ニーズが多様化する中、安心して教育・保育を受け
られる環境づくりを進めていく必要があります。

認定こども園は、3 歳児以上の子どもは、保護者の就労等の有無に関係なく在園で
き、また、園に通っていない子育て家庭に対する相談事業や親子の交流事業など地域
子育て支援の取り組みも行う施設です。また、多様な環境にある子どもたちが同じ施
設で過ごし、ともに教育・保育を受けることで、小学校生活へのよりスムーズなつな
がりも期待できます。

こうしたことから、前述の「枚方版子ども園」として開設する施設を含む公立幼稚
園や公立保育所については、今後の保育需要の動向を踏まえながら、プランの後期を
見据え、認定こども園化の検討を進めていきます。

(3) 公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約

近年、女性の就業率は上昇傾向にあり、待機児童が発生するなど保育需要は増加傾向にあります。しかしながら、今後、少子化が進行していく中で、将来的には保育需要は減少していくことが想定されます。

公立施設については、これまで、公立幼稚園の閉園や公立保育所の民営化などの一定の整理を図ってきましたが、今後、少子高齢化が進む中、施設の有効活用を図るため、引き続き、公立幼稚園・公立保育所の整理・集約により、さまざまな子育てサービスなどに活用できる施設や財源等を確保していくことが必要です。

そうした状況においても、公立施設については、民間の就学前児童施設と協調しながら、小学校へのスムーズな接続に向けた保幼小の連携を推進する役割や、国から示される指針等を踏まえ率先して教育・保育を実践し、その中で見えた課題等の情報共有を行う役割のほか、特に配慮を要する保護者や支援が必要な子どもに対して、専門相談機関と連携しながら支援を行う役割を担っていく必要があります。

保育需要の減少時期における公立幼稚園・公立保育所のあり方については、プランの後期に向けて、市内の地域バランスも踏まえた適正な施設数や配置場所に関し、幼保一体的な視点を持ちながら引き続き検討し、認定こども園化も視野に入れて示していきます。

<参考>

公立幼稚園の1園あたりの年間運営経費

50,357千円（一般財源ベース 44,018千円）

公立保育所の1園あたりの年間運営経費

196,238千円（一般財源ベース 167,291千円）

(4) 公立幼稚園の閉園と有効活用

公立幼稚園については、恒常的に定員を顕著に割り込んでいるため、教育・保育の需要を見定めた上で、整理・集約を進めていくことが必要です。

こうしたことから、蹉跎西幼稚園については、園児数や施設の状況等を踏まえ、平成32年度末に閉園することとします。

その他の公立幼稚園については、前述の「枚方版子ども園」の開設のほか、認定こども園化や民営化についても検討を行うとともに、保育需要が減少するプラン後期においては閉園も含めた検討を進めます。

なお、民営化や閉園などにより生み出された財源等については、保育需要の動向等を踏まえながら、子育て施策の充実などに活用していきます。

<参考> 公立幼稚園の1園あたりの年間運営経費【再掲】

50,357千円（一般財源ベース 44,018千円）

(5) 公立保育所の民営化

公立保育所については、平成 23 年 12 月に作成した「公立保育所民営化計画（中期計画）」（以下、「民営化計画」）に基づき 3 か所の保育所を民営化し、民営化計画においては、平成 28 年度以降、5 か所の公立保育所（走谷・山田・渚・禁野・藤田川保育所）について、民営化の実施時期や手法等の検討を行うこととしていました。

そのうち、現在、走谷保育所について、平成 31 年度当初の民営化に向けて取り組んでいるところですが、他の 4 か所については、敷地が借地など民営化後の土地貸借の取扱い等の個別課題を有しているものが多い状況です。このような中であっても、引き続き、民営化により削減した経費をさまざまな子育て施策の充実につなげていくためには、民営化計画などの従来の方針に捉われず、その他の保育所も含め柔軟な視点をもって、民営化（統廃合等を含む）に取り組んでいく必要があります。

このため、まずは、待機児童対策を視野に入れながら、公立保育所の中でも特に近接する渚保育所と渚西保育所について、効率的な施設運営の視点から、平成 33 年度を目途に両保育所の統合・民営化を進めます。なお、民営化にあたっては、施設規模の拡充による定員増につなげ、具体的な手法については、安全・安心な保育環境を提供できるよう、十分に検討を行いながら進めます。

また、その他の施設についても、今後、整理・集約化していく公立施設の地域バランスも踏まえながら、これまでの手法に捉われず、民間委託も含めて、プランの前期中に引き続き民営化する施設を検討します。

＜参考＞公立保育所の民営化による効果額

1 人あたりの年間運営経費（一般財源ベース）

公立保育所	1,442 千円	私立保育所（園）	507 千円
公私の差	935 千円		

例) 定員 90 人の保育所民営化の効果額 84,150 千円 (935 千円×90 人)

(6) 在宅での子育て支援の推進

近年、子育て中の保護者の育児不安や孤立化などが課題となる中、在宅で子育てをされている家庭も含めて、育児をされる保護者が安心して子育てできる環境づくりが求められています。

このため、公立施設の整理・集約に取り組むことで生み出される新たな施設や財源等については、教育・保育サービスの充実だけではなく、在宅での子育て支援の推進などにつなげていきます。また、今後、検討していく認定こども園については、地域子育て支援が必須とされているため、在園児だけでなく、在宅で子育てをされている家庭に対する相談事業や育児に関する情報提供のほか、親子の交流事業などに取り組むことで、地域に開かれた施設としての役割が期待できます。

■ 推進する取り組みのスケジュール

推進する取り組み	プラン前期 (保育需要が増加傾向)					プラン後期 (保育需要が減少傾向)
	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
(1) 公立幼稚園における 3歳児保育と「枚方版 子ども園」の実施	「枚方版子ども園」の実施 4 幼稚園【H31年度当初】 (枚方・高陵・蹉跎・田口山)				(認定こども園化や民営化について検討)	
	3歳児保育・3～5歳児の預かり保育拡充 2 幼稚園【H31年度当初】 (香里・樟葉)				(認定こども園化や民営化について検討)	
(2) 認定こども園化も視野に 入れた教育・保育サービス の充実		公立幼稚園・公立保育所の認定こども園化の検討				
(4) 公立幼稚園の閉園と有効 活用	公立幼稚園の閉園 蹉跎西幼稚園【H32年度末】				(財源等を保育需要の動向等を踏まえ有効活用)	
	公立保育所の民営化 (潜保育所・潜西保育所の 民営化に向けた取り組み)				民営化【H33年度を目的】 (施設規模の拡充による定員増はつなげる)	
(5) 公立保育所の民営化					(その他の保育所について民営化の検討)	
(6) 在宅での子育て支援の 推進		施設や財源等の有効活用による在宅での子育て支援の検討・推進				

(3) 公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約

市内の地域バランスも踏まえた、公立施設の更なる整理・集約

就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（素案）に係る 主な市民意見と市の考え方

パブリックコメント

意見募集期間	平成30年10月10日（水）から平成30年10月31日（水）まで
意見提出者数	35人
意見数	82件 ※1枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに1件としています。

市民説明会

開催日時・場所	①10月19日（金）19:00-20:30 ②10月21日（日）10:30-12:00 いずれもメセナひらかた会館 大会議室
参加者数	15人
質問・意見数	33件

【主なご意見と市の考え方】

	項目	ご意見の要旨	市の考え方
1	公立幼稚園における3歳児保育と「枚方版子ども園」の実施	公立幼稚園の3歳児保育・預かり保育の開始に伴う利用者の増加を想定して定員を設定すべきではなかったのか。今年度の募集では、3歳児が定員オーバーし、弾力運用で受け入れをされたが、次年度以降、4・5歳児も含めて対応するのか。	3歳児の定員設定については、施設条件や、大阪府内幼稚園の運営実態を踏まえて決定したものです。今回の弾力的運用は、3歳児保育の新設とそれに伴う4・5歳児の定員半減の激変緩和措置です。入園決定のルールや3歳児の定員については、今後の運営状況や保育ニーズを踏まえ検討していきます。
2		3歳児の定員が少ないので、受け入れについて、未就園児教室の参加者や兄弟姉妹の入園に優先枠を設けてほしい。	公立幼稚園の園児募集については、定員を超えた場合、原則抽選としており、「優先入園」の考え方はありません。入園決定のルールや3歳児の定員については、今後の運営状況や保育ニーズを踏まえ検討していきます。

	項目	ご意見の要旨	市の考え方
3	公立幼稚園における3歳児保育と「枚方版子ども園」の実施	公立幼稚園の預かり保育の拡大により、長時間の保育を行うことで、教育の質が落ちるのではないかと懸念。また、小規模保育事業の子どもの受け皿とするのであれば、給食やおやつがないと保護者の負担が大きい。幼稚園卒と小規模保育からの卒園児の中で分断した施設にならないよう、食事・午睡も含めて同様に進められるべきである。	公立幼稚園では、これまでどおりの5時間の幼児教育とその前後の預かり保育の実施となりますが、職員間での連携を図るとともに、幼児の在園時間が長くなることによる保育環境の提供につきましては、幼児の安全・安心を最優先に保護者ニーズも踏まえながら検討していきます。なお、プランにおきましても、「預かり保育については、園児にとってより望ましい保育となるよう、必要な取り組みを進める」ことを明記します。
4		公立幼稚園の預かり保育の時間帯の職員配置と資格要件をどのように考えているのか。保育士不足が深刻となる中、職員が確保できるかが疑問である。	預かり保育につきましては、有資格者を含む複数の教職員を配置します。教職員の採用につきましては、様々な手法を用いて人材確保に努めています。
5	認定こども園化も視野に入れた教育・保育サービスの充実	認定こども園化するメリットがわからない。	認定こども園につきましては、プランに記載のとおり、3歳児以上の子どもは、保護者の就労等の環境の変化に影響されず、引き続き在園することができることがメリットの一つと考えます。認定こども園化につきましては、今後の保育需要の動向を踏まえながら、検討していきます。
6	公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約	子どもたちが質の高い乳幼児保育・教育を受けられる環境を整えてほしい。民間に任せるのではなく、公立施設をなくさないでほしい。公立保育所が長年積み上げてきた保育の質や内容を今後さらに継続させていくことが公立施設の役割ではないか。	プランにおきまして、公立施設の役割を明確にし、公立幼稚園・公立保育所のあり方を整理させていただきました。プランに記載のとおり、地域バランスも踏まえた適正な施設数や配置場所について、幼保一体的な視点を持ちながら、引き続き検討していきます。

	項目	ご意見の要旨	市の考え方
7	公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約	公立施設では、発達障害を持つ子、精神的に支援や理解が必要な子、保護者に支援を必要とする子どもの受け入れにフォローできるように、人員が増員されることが望ましい。	公立施設では、一人ひとりの子どもたちの発達(育ち)を大切にされた教育・保育を展開しています。保護者に支援が必要で入所する子どもに対しても、引き続き、関係機関と連携を図りながら、見守りを含んだ適切な支援を行っていきます。
8		将来的に民営化するとしても、プランで示す今まで公立施設で行われてきた役割をどのような形で実現するのか教えてほしい。	これまで培ってきた公立施設の教育・保育理念や方針につきまして、民営化した園とも共有し、地域の中で必要とされる施設となれるよう引き継いでいきたいと考えています。
9	公立幼稚園の閉園と有効活用	待機児童対策を推進するのであれば、蹉跎西幼稚園を閉園する必要がないのではないか。	公立幼稚園では、3歳児保育を進めることとしましたが、施設的な制約などから閉園し、財源等を他の子育て施策の充実などに活用することといたしました。
10	公立保育所の民営化	渚西保育所はこれまでの民営化計画では拠点園とされており、公立として残るものだった。今回、民営化するならば、これまでの計画を見直すなどその理由をきちんと示すべきではないか。	このたびの民営化の検討につきましては、公立保育所の中でも特に近接する渚保育所と渚西保育所について、効率的な施設運営の視点から、平成33年度を目途に両保育所の統合・民営化を進めることとしたものです。プランにおきましては、施設規模の拡充による定員増につなげ、具体的な手法については、安全・安心な保育環境を提供できるよう、十分に検討を行いながら進めることを含めて明記します。

	項目	ご意見の要旨	市の考え方
11	公立保育所の 民営化	渚保育所の民営化については、仮園舎がどこになるかなど不安が多い。何か決まった段階でその都度、情報提供するよう努めてほしい。	民営化の具体的な手法については、引き続き検討を行い、市民の方々の不安を取り除けるよう、適宜、説明を行っていきます。
12		平成 33 年度を目途に民営化とあるが本当に実現できるのか。急がず、移管までの期間を十分にとり、民営化して良かったと思えるような統合を実現してほしい。	待機児童対策を視野に入れながら、平成 33 年度を目途に取り組むこととしています。民営化にあたっては、いただいたご意見を踏まえ、安全・安心な子どもの保育環境を念頭に、具体的な手法について十分に検討を行いながら進めていきます。
13		統合により施設規模が 200 人規模になると聞いているが、送迎時の駐車場は確保されるのか。	運営法人の募集の際に、近隣の駐車場を借りるなどの対策を条件とするなど、駐車場対策について検討していきます。
14		全く急で、保護者の意見を聴かずに決めていることに憤りを感じる。在園児にどのような影響があるのかも含め、早急に保護者説明会を開催してほしい。	民営化の具体的な手法が決まりましたら、保護者説明会を開催し、保護者の皆様に安心していただけるよう丁寧な説明に努めます。また、民営化を実施していく中では、運営法人選定審査会に保護者の代表に来ていただくことや、民営化後につきましても、三者懇談(保護者・法人・市)を行うなど、保護者のご意見をお伺いする機会を設けていきます。
15		統合と拡充により 200 人程度の規模の定員となると説明を受けたが、未就学児 200 人の預かりは、子どもにとって適正な集団規模だとは思えず、危機管理上好ましくない。	現在公立保育所で一番規模が大きいのは、香里団地保育所で定員は 170 人、また、私立保育園では、定員が 200 人や 230 人の規模の保育園があります。民営化にあたっては、安全・安心な保育環境を提供できるよう、施設整備や人員配置のほか、危機管理についても、十分な対策を講じていきます。

	項目	ご意見の要旨	市の考え方
16	在宅での子育て支援の推進	在宅の子育て家庭の求めていることを把握しきれていないまま進めずに、時間をかけて調べ、付属的なものではなく、一つの施設として運営すべきである。	在宅での子育て支援としましては、現在、乳幼児及びその保護者が交流でき、子育てに関する相談・情報の提供、助言その他の援助を行う施設として、地域子育て支援拠点事業を13か所で実施しています。引き続き、子育て家庭のニーズを調査しながら、効果的な対策を検討していきます。
17	その他	プランの中で、待機児童対策を目的に様々な施策を記載しているが、行き当たりばったりで、本当に子どもたちのことを考えているのか疑問に思う。施設よりも、まずは、保育士の充実を図り、保育士が子どもたちに丁寧に関われるようにしてほしい。	保育士不足は、本市におきましても重要課題と認識しており、引き続き、保育士確保に取り組み、より質の高い教育・保育の提供につなげていきます。なお、プランにおきましても、1. 背景・目的の「子育て支援に対するニーズの多様化」の項目において、保育士不足の課題について明記します。
18		市民説明会の参加者が少なく、十分周知がされていなかったのではないかと。再度、地区別に開催し、説明責任を果たすべきである。また、パブリックコメントの期間を延長することを要望する。	このたびご用意させていただきました「市民説明会」は2日間で、平日の夜と、週休日の午前中とし、時間を変えて設定させていただきました。また、パブリックコメントでは、本市のパブリックコメント実施要綱(20日以上)に基づき、22日間を設定し、ご意見をお伺いしたところです。
19		幼児教育無償化により、さらに保育ニーズが高まることが予想されるが、対策を検討しておくべきだと思う。	幼児教育の無償化による保育需要については、その動向を十分に注視し、プランの取り組みを含めた子育て施策の進捗管理を行いながら、必要な対策を講じていきます。

ICTの活用による新しい学校教育の確立に向けて

総合教育部 教育政策課
学校教育部 教育指導課

1. 政策等の背景・目的及び効果

◎国が示すICT環境の整備と活用

平成32年度から新しい学習指導要領が全面実施されることに伴い、国は今後の学習活動において、より積極的にICTを活用することを求めています。

新しい学習指導要領の実施を見据え、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境の整備について明示するため、国は平成29年12月に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめ、公表しました。

国は「主体的・対話的で深い学び」を実現するツールの1つとして、ICTの活用を挙げています。ICTの活用により、一人ひとりの学習ニーズや個性等に応じた分かりやすい授業・学習の実現や、時間的・空間的制約を超えて、いつでも、どこでも受けられる教育の実現、支援教育などにおける児童生徒の障害の状態や特性に応じた適切な指導、これまでは実現が難しかった映像や音声、学習支援ソフトを介した双方向型の学習等、教育の質の向上につながることを期待されています。

◎本市における授業改善とICT環境の整備

現在、本市では、全小中学校において、学力向上委員会や学年会、教科会を定期的に開催し、ICTを効果的に活用した授業研究や、教員の授業力向上と授業改善に取り組んでいます。また、「Hirakata授業スタンダード」を作成し、各学校において、それに基づいた授業改善や教員の授業力向上に向けた研修に取り組んでいます。

今後は、本市の現状と国が示す方針を踏まえながら、ICTを活用した新たな学校教育の確立を目指していく必要があります。そこで、計画的で効果的な整備と活用をすすめるため「(仮称)枚方市学校教育情報化推進計画」を策定します。また、同計画をより円滑に効果的・効率的に推進するため、未来学習研究事業を実施していきます。

◎本市の現状と国の方向性

別紙参照

2. 内容

(1) (仮称)枚方市学校教育情報化推進計画について

現時点における、「(仮称)枚方市学校教育情報化推進計画」(以下、「推進計画」という)の骨子(案)については、以下のとおりです。

① 推進計画の策定について

- ア. 策定の背景
- イ. 本市の状況と国の動向
- ウ. 策定の趣旨
- エ. 位置づけ
 - * 新しい学習指導要領及び枚方市教育振興基本計画の実現に向けた効果的・効率的な取り組みを示すもの
- オ. 期間および目標年度
 - * 計画期間：平成31年度～4年間 目標年度：平成34年度

② 基本的な考え方

- ア. 基本目標
 - * ICTの活用による新しい学校教育の確立
- イ. 基本方針
 - * 研究事業等で検証しながら段階的に整備する。
 - * 既に整備済みのICTも活用する。

③ 具体的な取組み

- ア. ICT環境の国基準以上の整備促進（中学校から段階的に小学校にも拡大）
- イ. 児童生徒の情報活用能力の育成
- ウ. 教員のICTを活用した指導力の向上
- エ. コンピュータ教室等、現状の施設・設備を活用した取組みの推進

(2) 未来学習研究事業について

平成31年4月から、中学校1校を推進校に設定し、1人1台のタブレット型コンピュータを活用した未来学習研究事業を実施する。

(3) 既存事業の見直しについて

現在、実施している「放課後自習教室事業」は、平成31年度に一部を見直した事業について検討する。平成32年度以降は、本事業との整合性を図りながら充実を図る。

3. 実施時期（予定）

平成30年	12月	推進計画（素案）の検討、有識者の意見聴取 12月定例会にタブレット型コンピュータ購入に係る取得議案提出予定
平成31年	2月	文教委員協議会において未来学習研究事業の内容について説明
	4月	未来学習研究事業の実施
	5月	推進計画（素案）の説明
	9月以降	文教委員協議会において推進計画(案)の説明 教育委員会において推進計画の策定・推進

4. 総合計画等における根拠・位置付け

① 総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

② 枚方市教育振興基本計画

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

5. 関係法令・条例等

教育基本法

第3期教育振興基本計画

6. 事業費・財源及びコスト

事業費（報償費） 48千円（平成30年度）

未来学習研究事業経費 約50,000千円（平成30年度）

■参考（今後の予定）

平成30年 11月 27日 文教委員協議会

■本市の現状と国の方向性

枚方市の現状

平成 30 年 10 月現在

ICT機器	整備状況
○電子黒板 (テレビ・プロジェクタ 一台数を含む)	1,489 台
○実物投影機 (書画カメラ)	845 台 (小) 148 台 (中) (各校 16 台程度)
○教育用コンピュータ	8.3 人/台 (学習者用: 9.7人/台 指導者用: 3.5人/台)
○学習用ツール	教育用コンピュータの台数分
○無線LAN (無線アクセスポイント)	タブレットを整備した 学校に整備 (整備台数: 318 台)
○校務用コンピュータ	100%
○超高速 インターネット接続	100%
○ICT支援員	月 2 回巡回

国が定める最低限の整備環境 (※1)

平成 30 年度以降

ICT機器	整備対象
○大型提示装置 (※2)	普通教室 + 特別教室 (本市必要台数: 約 1,600 台)
○実物投影装置	(小学校のみ) 普通教室 + 特別教室 (本市必要台数: 約 1,150 台)
○学習用コンピュータ	概ね 3 人/台 (3 クラスに 1 クラス分程度)
○指導用コンピュータ	1 人/台
○学習用ツール	学習者及び指導者用コンピュータの台数分
○無線LAN (無線アクセスポイント)	普通教室 + 特別教室 (本市必要台数: 約 1,600 台)
○校務用コンピュータ	100%
○超高速 インターネット接続	100%
○ICT支援員	4 校に 1 人配置

国が求める整備環境 (※1)

平成 30 年度以降

ICT機器	整備対象
○大型提示装置 (※2)	普通教室 + 特別教室 (本市必要台数: 約 1,600 台)
○実物投影装置	(小学校のみ) 普通教室 + 特別教室 (本市必要台数: 約 1,150 台)
○学習用コンピュータ	1 人/台
○指導用コンピュータ	1 人/台
○学習用ツール	学習者及び指導者用コンピュータの台数分
○無線LAN (無線アクセスポイント)	普通教室 + 特別教室 (本市必要台数: 約 1,600 台)
○校務用コンピュータ	100%
○超高速 インターネット接続	100%
○ICT支援員	4 校に 1 人配置

(※1) 国の第3期教育振興基本計画 (対象期間: 平成 30 年度～平成 34 年度) の策定を受け通知された「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針

について」(文部科学省 平成 29 年 12 月 26 日付事務連絡) による基準。

(※2) 大型提示装置は「大きく映す提示機能を有するもの」とされている。

平成 30 年度枚方市教育委員会の主要事業の 進捗状況について

総合教育部 教育政策課

1. 趣旨

市教育委員会では、第5次枚方市総合計画、枚方市教育大綱を踏まえ、枚方市教育振興基本計画を策定しています。計画では、本市教育のめざすべき教育、教育目標を設定し、取り組みの基本的な方向性を示す10の基本方策を定めています。

基本方策の具体化を図るための取り組みについては、計画において、毎年、6月を経過した時点の進捗状況をまとめ、市民に公表するものと定めており、このたび、平成30年9月30日現在における平成30年度枚方市教育委員会の主要事業の進捗状況についてとりまとめを行いましたので、教育委員会に報告を行うものです。

2. 内容

別紙のとおり

3. 今後の予定

ホームページに掲載し、公表する。

枚方市幼稚園等の利用者負担額等に関する規則の 一部改正について

総合教育部 教育政策課

1. 趣旨

「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（案）」で示した公立幼稚園での3歳児保育の取り組みを平成31年度当初から実施します。それに伴い、枚方市規則である枚方市幼稚園等の利用者負担額等に関する規則を一部改正したものです。

2. 内容

次ページのとおり

枚方市幼稚園等の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

枚方市幼稚園等の利用者負担額等に関する規則（昭和63年枚方市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項」を「第5条」に改める。

第2条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「別表備考2」を「別表第1備考2」に改める。

第4条を削る。

第3条の見出し中「市立幼稚園の利用者負担額」を「市立幼稚園の利用者負担額等」に改め、同条中「市立幼稚園の利用者負担額」の次に「及び預かり保育料」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（預かり保育料の額）

第3条 預かり保育料の額は、1時間当たり別表第2に定める額とする。ただし、1月の預かり保育料の額を合算した額が別表第3に定める預かり保育料上限額を超える場合における当該月の預かり保育料の額は、当該預かり保育料上限額とする。

第6条第3項中「第5条第1項」を「第5条」に改め、「条例別表に規定する被保護者等若しくは市町村民税非課税世帯に属する者に該当する場合又は」を削り、「市立幼稚園の利用者負担額を」の次に「減額し、又は」を、「預かり保育料の額を」の次に「減額し、又は」を加える。

第7条第1項中「（様式第4号）」を「（様式第2号）」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第3条関係）

利用区分	預かり保育料の額
午前7時から午後5時まで	100円
午後5時から午後7時まで	150

備考 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間に切り上げるものとする。

別表第3（第3条関係）

支給認定保護者の階層区分	階層区分	預かり保育料上限額（月額）			
		支給認定子どもの区分			
		3歳児		4歳児及び5歳児	
		第1子	第2子	第1子	第2子
被保護者等	1	0円	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯に属する者	2	0	0	0	0
市町村民税所得割非課税世帯に属する者等（2階層に掲げる者を除く。）	3	6,000	3,000	5,600	2,800

市町村民税所得割合算額が次に掲げる額である世帯に属する者（他の階層に掲げる者を除く。）	10,000円未満	4	7,500	3,700	7,100	3,500
	10,000円以上 19,000円未満	5	8,800	4,400	8,500	4,200
	19,000円以上 44,000円未満	6	10,000	5,000	8,900	4,400
	44,000円以上 53,000円未満	7	11,700	5,800	9,600	4,800
	53,000円以上 77,101円未満	8	19,000	11,400	16,000	9,600
	77,101円以上 211,201円未満	9	25,000	15,000	22,500	13,500
	211,201円以上	10	27,000	16,200	25,000	15,000

備考

- 1 この表において、「3歳児」とは小学校就学の始期前3年以内で、かつ、2年に達するまでの者を、「4歳児及び5歳児」とは小学校就学の始期前2年以内の者をいう。
- 2 条例別表備考2の規定は、この表についても適用する。
- 3 第3子以降の預かり保育料は、0円とする。

様式第2号及び様式第3号を削り、様式第4号を様式第2号とする。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第4条第6項の規定は、枚方市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成30年枚方市条例第43号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた証紙の代金の還付については、なおその効力を有する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、枚方市立幼稚園条例（昭和37年枚方市条例第17号。以下「条例」という。）第4条第2項に規定する利用者負担額（以下「市立幼稚園の利用者負担額」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）（枚方市立幼稚園を除く。）から同項に規定する特定教育・保育（以下「特定教育・保育」という。）を受けた法第20条第4項に規定する支給認定子ども（法第19条第1項第1号に掲げる者に該当するものに限る。以下「支給認定子ども」という。）に係る法第20条第4項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）が法第27条第5項の規定による支払のあつては、当該幼稚園等が定める額（以下「私立幼稚園等の利用者負担額」という。）及び条例第5条の使用料（以下「預かり保育料」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(私立幼稚園等の利用者負担額等)</p> <p>第2条 私立幼稚園等の利用者負担額は、別表第1に定める額（当該額を法第27条第3項第2号の政令で定める額が下回る場合には、当該政令で定める額）とする。</p> <p>2 別表第1備考2の規定による階層区分の認定は、支給認定保護者からの申請により行ふものとする。ただし、明らかに階層区分の変更が必要であると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、枚方市立幼稚園条例（昭和37年枚方市条例第17号。以下「条例」という。）第4条第2項に規定する利用者負担額（以下「市立幼稚園の利用者負担額」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）（枚方市立幼稚園を除く。）から同項に規定する特定教育・保育（以下「特定教育・保育」という。）を受けた法第20条第4項に規定する支給認定子ども（法第19条第1項第1号に掲げる者に該当するものに限る。以下「支給認定子ども」という。）に係る法第20条第4項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）が法第27条第5項の規定による支払のあつては、当該幼稚園等が定める額（以下「私立幼稚園等の利用者負担額」という。）及び条例第5条の使用料（以下「預かり保育料」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(私立幼稚園等の利用者負担額等)</p> <p>第2条 私立幼稚園等の利用者負担額は、別表に定める額（当該額を法第27条第3項第2号の政令で定める額が下回る場合には、当該政令で定める額）とする。</p> <p>2 別表備考2の規定による階層区分の認定は、支給認定保護者からの申請により行ふものとする。ただし、明らかに階層区分の変更が必要であると認められる場合は、この限りでない。</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>3～5 [略] (預かり保育料の額)</p> <p>第3条 預かり保育料の額は、1時間当たり別表第2に定める額とする。 ただし、1月の預かり保育料の額を合算した額が別表第3に定める預かり保育料上限額を超える場合における当該月の預かり保育料の額は、当該預かり保育料上限額とする。 (市立幼稚園の利用者負担額等の納期限)</p> <p>第4条 市立幼稚園の利用者負担額及び預かり保育料の納期限は、各月の末日 (12月にあつては、25日) とする。</p>	<p>3～5 [略]</p> <p>(市立幼稚園の利用者負担額の納期限)</p> <p>第3条 市立幼稚園の利用者負担額の納期限は、各月の末日 (12月にあつては、25日) とする。 (証紙)</p> <p>第4条 条例第5条第5項の規定により準用する枚方市証紙条例 (平成13年枚方市条例第30号) 第3条第2項の規定により定める証紙のひな形は、様式第2号のとおりとする。</p> <p>2 証紙は、園長その他の市長が指定する職員が売りさばくものとする。</p> <p>3 前項の職員は、証紙の出納を記録しなければならない。</p> <p>4 条例第5条第1項に規定する事業を利用する者は、証紙を園長を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p>5 園長は、証紙の適正な使用を確保するため、照合その他の方法により、その使用状況についての確認を行うものとする。</p> <p>6 条例第5条第5項の規定により準用する枚方市証紙条例第7条第1号又は第3号に該当することにより、証紙の代金の還付を受け、又は証紙を他の証紙と交換しようとする者は、当該証紙を添えて、枚方市証紙 (一時預かり事業使用料用) 還付 (交換) 請求書 (様式第3号) を園長</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)						
<p>(市立幼稚園の利用者負担額等の還付) 第5条 [略]</p> <p>(市立幼稚園の利用者負担額等の減免) 第6条 1～2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>条例第5条に規定する事業を利用する者が前項各号のいずれかに該当することにより市立幼稚園の利用者負担額を減額し、又は免除された場合は、条例第7条の規定により、預かり保育料の額を減額し、又は免除することがある。</u></p> <p>(減免の手続) 第7条 条例第7条の規定による減免（前条第1項に該当することによるものを除く。）を受けようとする者は、<u>枚方市立幼稚園利用者負担額等減免申請書（様式第2号）を園長を経由して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略] (補則) 第8条 [略] 別表第1（第2条関係） [略] 別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1252 1131 1404 2016"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>預かり保育料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前7時から午後5時まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後7時まで</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	預かり保育料の額	午前7時から午後5時まで	100円	午後5時から午後7時まで	150	<p>を経由して市長に提出しなければならない。 (市立幼稚園の利用者負担額等の還付) 第5条 [略]</p> <p>(市立幼稚園の利用者負担額等の減免) 第6条 1～2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>条例第5条第1項に規定する事業を利用する者が<u>条例別表に規定する被保護者等若しくは市町村民税非課税世帯に属する者に該当する場合又は前項各号のいずれかに該当することにより市立幼稚園の利用者負担額を免除された場合は、条例第7条の規定により、預かり保育料の額を免除することがある。</u></u></p> <p>(減免の手続) 第7条 条例第7条の規定による減免（前条第1項に該当することによるものを除く。）を受けようとする者は、<u>枚方市立幼稚園利用者負担額等減免申請書（様式第4号）を園長を経由して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略] (補則) 第8条 [略] 別表（第2条関係） [略]</p>
利用区分	預かり保育料の額						
午前7時から午後5時まで	100円						
午後5時から午後7時まで	150						

新 (改正後)		旧 (現 行)	
<p>備考 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p>			
支給認定保護者の階層区分	階層区分	預かり保育料上限額 (月額)	
		支給認定子ども区分	
	3歳児	4歳児及び5歳児	
		第1子	第2子
被保護者等	1	0円	0円
市町村住民税非課税世帯に属する者	2	0	0
市町村住民税所得割非課税世帯に属する者等 (2階層に掲げる者を除く。)	3	6,000	5,600
市町村住民税所得割合算額が次に掲げる額である世帯に属する者 (他の階層に掲げる者を除く。)	4	7,500	7,100
	5	8,800	8,500
市町村住民税所得割合算額が次に掲げる額である世帯に属する者 (他の階層に掲げる者を除く。)	6	10,000	8,900
			4,400

新 (改正後)						旧 (現 行)					
く。)	44,000 円以 上53,000 円 未満	7	11,700	5,800	9,600	4,800					
	53,000 円以 上77,101 円 未満	8	19,000	11,400	16,000	9,600					
	77,101 円以 上 211,201 円未満	9	25,000	15,000	22,500	13,500					
	211,201 円 以上	10	27,000	16,200	25,000	15,000					
	備考										
1 この表において、「3 歳児」とは小学校就学の始期前3 年以内で、 かつ、2 年に達するまでの者を、「4 歳児及び5 歳児」とは小学校就 学の始期前2 年以内の者をいう。											
2 条例別表備考2 の規定は、この表についても適用する。											
3 第3 子以降の預かり保育料は、0 円とする。											
様式第2 号及び様式第3 号を削り、様式第4 号を様式第2 号とする。											

平成30年度に発生した自然災害への対応状況について

(平成30年11月14日現在)

総合教育部 まなび舎整備室
 学校教育部 児童生徒支援室

1. 政策等の背景・目的及び効果

平成30年6月18日に発生した大阪北部地震及び9月4日の台風21号によって、市立学校園の校舎等が被災しました。被害の状況と現時点までの対応について報告するものです。

2. 被害の内容と対応状況

(1) 大阪北部地震

① 学校園の校舎

校舎と渡り廊下の接合部の破損、内外壁のひび割れ、モルタルなどの仕上げ材の剥離落下等、全学校園において700箇所を超える補修が必要となり、緊急を要する箇所について緊急工事を実施。

緊急工事を実施した学校園	対応状況	今後の対応
43 学校園 216 箇所	10 月末に概ね完了	その他の箇所については、緊急性が無いことから、来年度以降の改修工事に合わせて補修する。

② 学校園のコンクリートブロック塀

ブロック塀が倒壊するなどの大きな被害はなかったが、安全性を確認できないブロック塀について撤去工事後、フェンス設置工事を実施。

撤去等をした学校園	対応状況
38 学校園 52 箇所	10 月末に概ね完了

③ 通学路のコンクリートブロック塀

市立小中学校が全ての通学路の安全点検を実施し、危険性があるとしたブロック塀を対象に、都市整備部及び、土木部と連携して調査を実施。

不適合な箇所	対応状況	今後の対応
67 箇所	11 月 6 日から 11 月 8 日にかけて現状の確認を行い、22 箇所が一部修繕を含み修繕済と確認。	引き続き、改善の指導やチラシによる補助制度の案内等を行い、危険ブロックの解消を推進。

(2) 台風 21 号の被害について

① 学校園の校舎

(ア) 更衣室や駐輪場の屋根がめくれ上がるなどの被害

被害を受けた学校園	対応状況	復旧工事完了予定
70 学校園 250 箇所	緊急工事中	平成 30 年度末

(イ) 空調設備の破損

使用不可能な空調設備	対応状況	復旧工事完了予定
59 学校 約 1,500 台	PFI 事業者により 順次調査・修繕中	来年の春頃

※ 冬の暖房対策については、学校と連絡調整を図り、ガスストーブなどにより対応する予定。

② 防球ネットの支柱の傾きやネットの破れの被害

被害を受けた学校園	対応状況	復旧工事完了予定
9 学校 9 箇所	緊急工事中	12 月末

③ 倒木

被害を受けた学校園	対応状況	撤去処理完了予定
58 学校園 184 本	緊急工事中	12 月末

3. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 安全で、利便性の高いまち

施策目標2 災害時に、迅速・的確に対応できるまち

4. 事業費・財源

事業費

911,000千円

内訳 大阪北部地震復旧工事

254,000千円

(財源) 国庫補助金 (申請中)

41,911千円

大阪北部地震コンクリートブロック撤去等工事

140,000千円

(財源) 国庫補助金 (コンクリートブロック) (申請中)

25,728千円

台風 21 号復旧工事

217,000千円

台風 21 号空調復旧工事

300,000千円

(財源) 国庫補助金 (台風21号) (申請中)

73,680千円

■参考 (今後の予定)

平成 30 年 11 月 27 日 文教委員協議会

枚方市文化財災害復旧事業補助金交付要綱の制定 について

社会教育部文化財課

1. 政策等の背景・目的及び効果

平成30年台風第21号により、国指定重要文化財の神社社殿に倒木があり、文化財の保存管理上これを撤去する必要がありますが、この行為は国庫補助事業の対象外となっています。国・府・市指定を問わず、市内に所在する文化財は何れも市民共有の財産であり、保存措置は必要となりますので、国指定・府指定文化財にかかる補助対象外の事業について、市指定文化財に準じて補助金を交付するための要綱を新設したものです。

2. 要綱の要旨

(1) 目的

平成30年台風第21号の被害を受けた国指定重要文化財及び大阪府指定有形文化財の復旧の促進を図る。

(2) 対象者及び補助対象事業

市内に所在する被災文化財の所有者で、国または大阪府から金銭が給付される対象とならないものとする。

(3) 補助金の額

補助対象事業に要する経費の2分の1以内で市長が定める額とする。

3. 施行日及び失効日

施行日を平成30年11月19日とし、失効日を平成31年3月31日とする。

4. 予算措置

平成30年9月補正で予算措置済み。

5. 総合計画等における根拠・位置付け

基本目標 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち

施策目標19 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち

6. 関係法令・条例等

文化財保護法・枚方市文化財保護条例

7. その他

資料 枚方市文化財災害復旧事業補助金交付要綱

枚方市文化財災害復旧事業補助金交付要綱

平成 30 年 11 月 19 日制定
枚 方 市 要 綱 第 73 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づき、平成30年台風第21号による文化財災害復旧事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、平成30年台風第21号により被害を受けた文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第 1 項の規定により指定された重要文化財及び大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された大阪府指定有形文化財（以下「被災文化財」という。）の復旧の促進を図ることとする。

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に所在する被災文化財の所有者とする。ただし、枚方市補助金等交付規則第 6 条第 2 項に規定する暴力団等であるものを除く。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、被災文化財の復旧を行う事業のうち、第 2 条に規定する目的と同じ目的で国又は大阪府から金銭が給付される対象とならないものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、当該補助対象事業に要する経費の 2 分の 1 以内で市長が定める額とする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年 3 月31日限り、その効力を失う。

香里ヶ丘図書館の建替えについて

社会教育部 中央図書館

1. 政策等の背景・目的及び効果

香里ヶ丘地域の活性化に向け、プロポーザルにより決定した設計事業者からの提案や市民からのご意見を踏まえ、現在、香里ヶ丘図書館（以下「図書館」という。）の建替えと隣接する香里ヶ丘中央公園（以下「公園」という。）の再整備を一体的に進めているところです。

老朽化やバリアフリー化の遅れなど、これまでの課題を解決し、さらに魅力的で市民に喜ばれる図書館サービスの提供を目指し、今後建設工事に着手するとともに、公園との機能連携に向けた検討を行うなど準備を進めてまいります。

2. 実施時期等

(1) これまでの実績

平成 30 年	4 月～7 月	図書館解体工事完了
	4 月～	図書館休館中の代替サービス（4 月～9 月の状況） ・ 南部生涯学習市民センター 貸出冊数：約 52,000 冊、1 日あたり約 160 人の利用 ・ 自動車文庫（香里ヶ丘中央公園内） 貸出冊数：約 2,000 冊、1 巡回あたり約 70 人の利用 （9 月は台風のため運休）
	8 月	図書館建替え実施設計完成
	8 月～	公園法面工事開始

(2) 今後の予定

平成 31 年	1 月	図書館建替え工事開始
	4 月以降	公園整備工事開始
	6 月	市議会に図書館条例の一部改正議案提出（平成 32 年度開館時からの指定管理者制度導入関係）
平成 32 年	3 月	図書館建替え工事完了
	4 月～	備品購入・搬入のほか開館準備
	夏頃	新図書館開館

3. 再開館後の図書館サービス等の概要について

- (1) 書架間隔を広げることで車椅子などでも利用しやすくなるようバリアフリーに対応するとともに、子どもから高齢者までが気軽に利用できる施設機能を確保します。
- (2) 閲覧室は旧図書館の倍以上となる約 590 m²にするとともに、隣接した公園のみどりを楽しみながら、ゆったりとした読書環境を創出します。
- (3) 2階には可動式の間仕切りにより3部屋となる多目的室を設けるとともに、公園へのブリッジを設置することで、双方の魅力を高める運営に取り組みます。
- (4) 市民サービスの向上と効率的・効果的な管理運営の観点から、民間事業者のノウハウを活用する指定管理者制度を導入していきます。なお現在、導入手法、実施事業内容等について調査を行っています。

4. 総合計画等における根拠・位置づけ

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち

5. 関係法令・条例等

図書館法

枚方市立図書館条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 738,902千円 うち200,000千円は現年分
(平成30年度・平成31年度債務負担額)

《財 源》	国庫支出金	369,451千円
	地方債	332,500千円
	一般財源	36,951千円

7. 資料

図面及びイメージパース

■参考（今後の予定）

平成30年 11月 27日 文教委員協議会

付近見取図

建設場所：香里ヶ丘図書館 枚方市香里ヶ丘四丁目2-1



計画配置図

香里ヶ丘中央公園

▽ 隣地境界線

香里ヶ丘中央公園
隣地境界線

香里ヶ丘図書館

運搬用

駐車場

一般：6台
軽：4台
運搬：1台
多目的：1台

隣地境界線

駐輪場 10台

出入口

駐輪場 15台

スロープ

駐輪場 19台

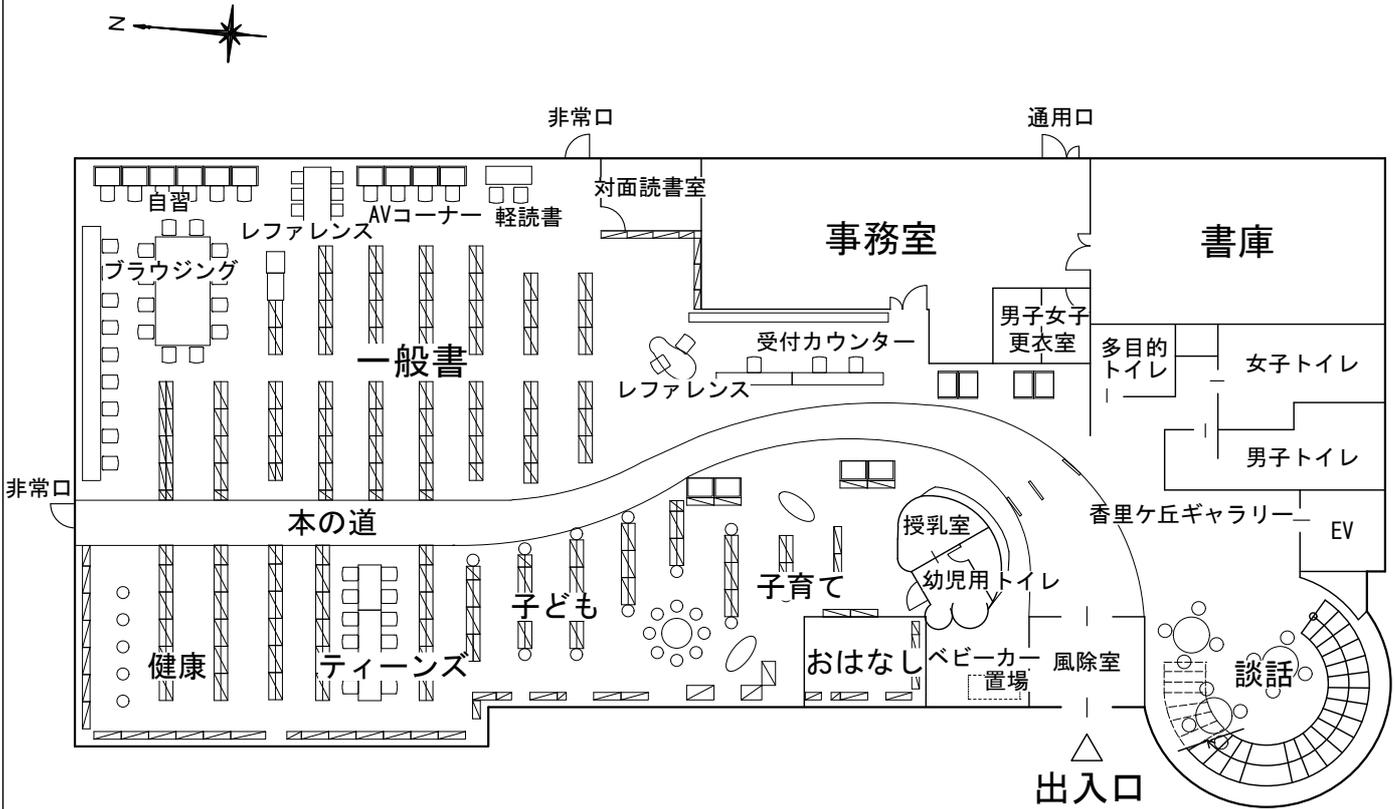
車両
進入路

△ 道路境界線

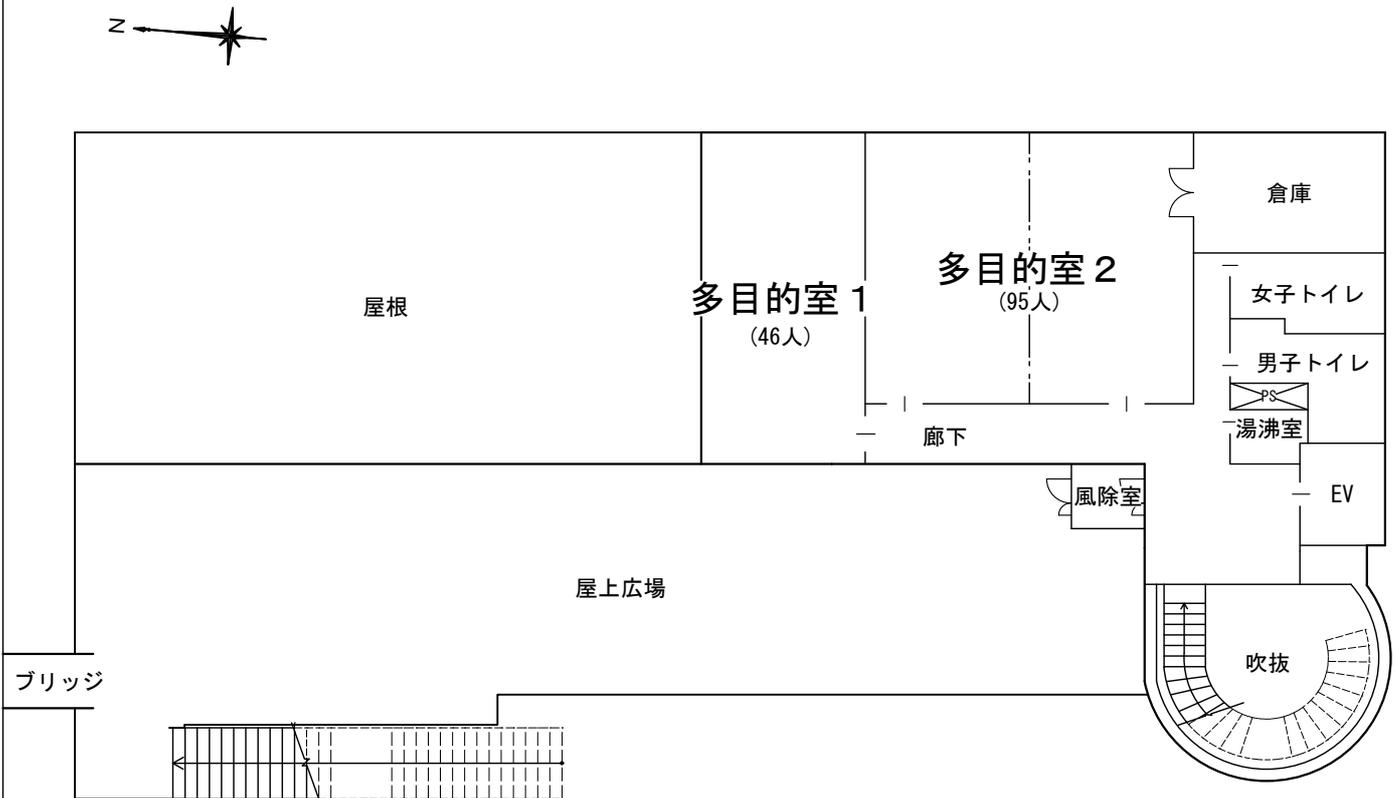
ブリッジ

市道 枚方新香里線

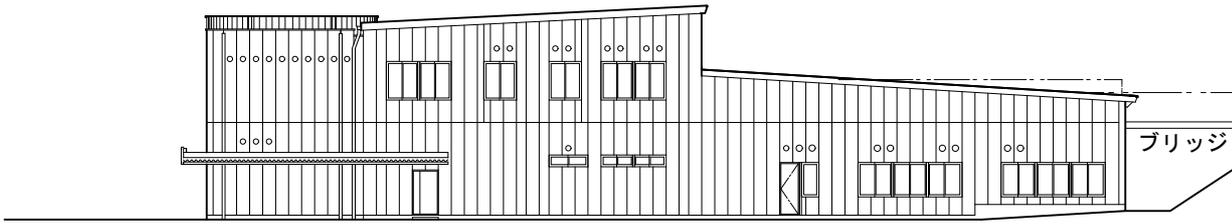
1 階 平面 図



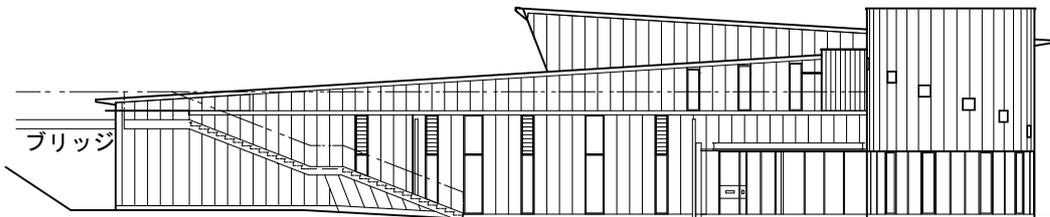
2 階 平面 図



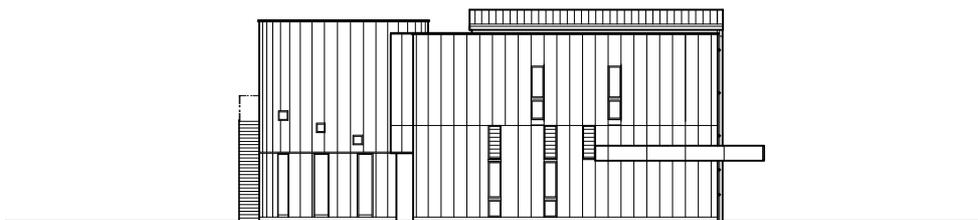
東側立面図



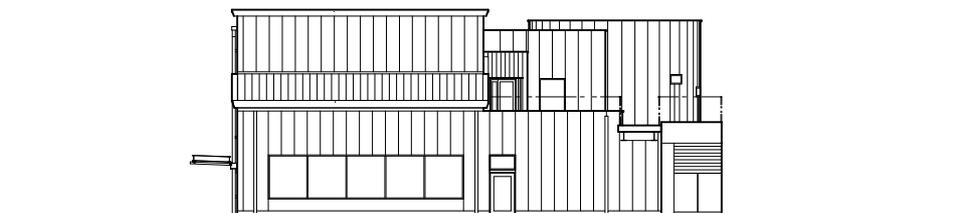
西側立面図



南側立面図



北側立面図





※今後、工事の中で変更を生じる場合があります。